

平成 13 年 12 月 14 日

財務大臣 塩川正十郎 殿

関税・外国為替等審議会会長

木村尚三郎

答 申 書

平成 13 年 1 月 23 日付財関第 39 号をもって諮問のあった関税率等の改正について、本審議会の意見を下記のとおり答申する。

記

平成 14 年度における関税率等の改正について、別紙のとおり行うことが適当である。

(別紙)

## 第1 関税率の改正

1. 塩の輸入自由化(一元輸入の廃止)に伴い、国内製塩工程における特殊性、国内製塩業の構造改革努力等を踏まえ、精製塩の関税率を次のとおり引き上げる。

税番	品名	現行	改正案		
		基本税率	基本税率	暫定税率	特惠税率
2501.00ex	塩、純塩化ナトリウム及び海水のうち 精製塩	無税	0.5円/kg	[平成14年度] 3.3円/kg [平成15年度] 2.9円/kg [平成16年度] 2.5円/kg	特惠例外

2. 原油関税率の引下げに伴い、石油化学製品製造用原油・揮発油等の軽減税率を次のとおり引き下げるとともに、発電燃料用揮発油の軽減税率を廃止する。

税番	品名	現行	改正案
		暫定税率	暫定税率
2709.00ex	原油のうち 石油化学製品の製造に使用するもの	63円/kl	50円/kl

税 番	品 名	現 行	改 正 案
		暫 定 税 率	暫 定 税 率
2710.11-1(1) -C(b)ex	その他の揮発油のうち 航空機用のもの以外のもののうち 石油化学製品の製造に使用するもの	12円/kl	9円/kl
2710.19-1(3) -Aex	重油及び粗油のうち 比重0.9037以下のもののうち 製油の原料として使用するもの	215円/kl	170円/kl
-Bex	比重0.9037超のもののうち 製油の原料として使用するもの	215円/kl	170円/kl

3. 少額輸入貨物の簡易税率について、近年における一般税率の類毎の水準の低下に対応して、税率全般を別表のとおり引き下げる。

## 第 2 関税の減免税・還付制度等の改正

1. 現行の沖縄振興開発特別措置法に盛り込まれている各種関税特例措置について、新たに制定される沖縄振興特別措置法（仮称）においても継続するほか、沖縄型特定免税店制度（関税暫定措置法第10条の4）について、設置地域を限定し、貨物の引渡しを空港内で行うことを条件として、空港外への特定免税店の設置を認めるとともに、保税許可手数料の1/2軽減措置について、保税展示場及び総合保税地域を対象に追加する。

2. 加工再輸入減税制度（関税暫定措置法第8条）の適用期限を平成17年3月31日まで3年間延長するとともに、本制度の対象となる輸出原材料にニット生地及びニット製衣類の半製品を、輸入製品にニット製衣類を、それぞれ追加する一方、機械類を

本制度の対象から削除する。

また、繊維製品等に係る海外ストック取引についても本制度の適用を可能とするため、原材料輸出手続の緩和（原材料輸出時における委託加工に係る契約書の提出を不要とする）等を行う。

- 3．石油アスファルト等に係る関税の還付制度（関税暫定措置法第7条）の適用期限を平成15年3月31日まで1年間延長するとともに、原油関税率の引下げに伴い、その還付率を240円/トから190円/トに引き下げる。

### 第3 国際協定に基づく特別セーフガード制度の導入等

- 1．中国のWTO加盟に伴い、WTO加入議定書等の内容に沿って、国内産業に対する市場の攪乱等を要件として中国産品に対してのみ適用する経過的セーフガード制度（加盟後12年間の時限措置）について国内法令を整備するとともに、不当廉売関税制度における正常価格について中国に対する特例（加盟後15年間の時限措置）を設ける。
- 2．日本・シンガポール新時代経済連携協定（仮称）の締結に伴い、同協定の内容に沿って、シンガポールに対して無税譲許した品目の関税率を一般税率の範囲内で引き上げることを可能とする二国間セーフガード制度（協定発効から10年間の時限措置）等について国内法令を整備する。
- 3．本年4月の国連総会においてセネガルがLDC（後発開発途上国）に認定されたことを踏まえ、同国をLDC特惠（無税無枠）の受益国に追加する。  
なお、5月の第3回国連LDC会議、7月のジェノバ・サミット等における指摘や11月に開始されたWTO新ラウンドの進捗状況を勘案しつつ、我が国国内産業への影響にも配慮したLDC特惠対象品目の拡大について、引き続き検討を進めるべきである。

## 第 4 暫定税率等の適用期限の延長

1. 平成 14 年 3 月 31 日に適用期限の到来する関税暫定措置法別表第 1 及び第 1 の 3 に定める物品並びに平成 14 年 12 月 31 日に適用期限の到来する同法別表第 1 の 2 に定める物品の暫定税率のうち、上記第 1 の表に掲げるもの以外のものについては、その適用期限を平成 15 年 3 月 31 日まで延長する。
2. 平成 14 年 3 月 31 日に適用期限の到来する次の関税の免税・還付制度について、その適用期限を次のように延長する。

制 度 名	根 拠 規 定	改 正 案
航空機の部分品等の免税	関税暫定措置法 第 4 条	適用期限を平成 17 年 3 月 31 日まで 3 年間延長する。
宇宙開発用物品等の免税	同法第 5 条	適用期限を平成 17 年 3 月 31 日まで 3 年間延長する。
石油化学製品製造用揮発 油等に係る関税の還付	同法第 6 条	適用期限を平成 15 年 3 月 31 日まで 1 年間延長する。

3. 平成 14 年 3 月 31 日に適用期限の到来するウルグァイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品に係る数量基準及び価格基準による特別緊急関税制度、生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置並びに生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置については、その適用期限を平成 15 年 3 月 31 日まで 1 年間延長する。

(別 表)

**少額輸入貨物に対する簡易税率表 (関税定率法別表の付表第2)**

番号	品 名	関税率表番号	税 率	
			現行	改正案
1	アルコール飲料			
	(1)ブランデー	2208.20, 2208.90-1-(1)	200 円/リットル	削除
	(2)ウイスキー	2208.30	150 円/リットル	削除
	(3)リキュール	2208.70	120 円/リットル	削除
	(4)ワイン	2204.10 ~ 2204.29, 2205.10, 2205.90-2	110 円/リットル	70 円/リットル
	(5)ラム、ジン、ウオッカ	2208.40, 2208.50, 2208.60	50 円/リットル	削除
	しょうちゅう等の蒸留酒	2208.90-1-(2)-B		20 円/リットル
	(6)ビール、発泡酒	2203.00, 2206.00-2-(2)-B-(a)	6 円/リットル	削除
(7)その他のもの	2106.90-2-(2)-D-(b), 2204.30-2, 2206.00-2(2206.00-2- (2)-B-(a)を除く。), 2207.10, 2208.90-1-(2)-A, 2208.90-2-(1)又は(3)	40 円/リットル	30 円/リットル	
2	次に掲げる物品		20%	
	(1)コーヒー及び茶(紅茶を除く。)	0901.21, 0901.22, 0902.10, 0902.20-2, 0902.30のうち紅茶 以外のもの, 0902.40-2-(2)		15%
	(2)各種の調製食料品	第 21 類 (2106.90-2-(2)-D-(b), 2103.20 及び 21.05 を 除く。)		10%
	・トマトケチャップその他 のトマトソース及びアイ スクリームその他の氷菓	2103.20, 21.05		20%
	(3)ゼラチン及びにかわ	3503.00-3		15%
(4)なめし又は仕上げた毛皮 (ドロップスキン)及び 毛皮製の衣類、衣類附属 品その他の毛皮製品	4302.30-1, 43.03		20%	
3	なめし又は仕上げた毛皮 (ドロップスキンを除 く。)	4302.11 ~ 4302.20, 4302.30-2	15%	15%

4	次に掲げる物品		5%	
	(1) 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類	第 33 類		3%
	(2) たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素（ゼラチン及びにかわを除く。）	第 35 類(3503.00-3 を除く。)		5%
	(3) プラスチック及びその製品	第 39 類		3%
	(4) 木材及びその製品（竹製のくしを除く。）	第 44 類(4421.90-1 を除く。)		5%
	(5) 羊毛、織獣毛及馬毛の糸並びにこれらの織物	第 51 類		5%
	(6) 綿及び綿織物	第 52 類		5%
	(7) 人造繊維の長繊維及びその織物	第 54 類		5%
	(8) 人造繊維の短繊維及びその織物	第 55 類		5%
	(9) 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古品及びぼろ	第 63 類		5%
	(10) 帽子及びその部分品	第 65 類		5%
	(11) ガラス及びその製品（ガラス製のビーズ等を除く。）	第 70 類(70.18 を除く。)		3%
	(12) 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属を張つた金属並びに身辺用模造細貨品これらの製品	第 71 類		5%
	(13) 眼鏡のフレーム及びその部分品並びに視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡	90.03, 90.04		5%
	(14) 雑品	第 96 類		5%
5	次に掲げる物品		3%	
	(1) 有機化学品（くえん酸等を除く。）	第 29 類(2905.44, 2918.14, 2918.15-1, 2922.42-1 及び 2940.00-2 を除く。)		3%
	(2) 各種の化学工業生産品	第 38 類		3%
	(3) 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	第 48 類		無税
	(4) 陶磁製品	第 69 類		無税

	(5)卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部品	第 82 類	(3%)	3%
	(6)各種の卑金属製品	第 83 類		3%
	(7)家具、寝具及びマットレス	第 94 類		3%
	(8)がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	第 95 類		3%
6	前各号に掲げる物品以外の物品		10%	
	・動物（生きているものに限る。）	第 1 類		10%
	・肉及び食用のくず肉	第 2 類		10%
	・魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	第 3 類		10%
	・酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	第 4 類		10%
	・動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	第 5 類		無税
	・生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	第 6 類		3%
	・食用の野菜、根及び塊茎	第 7 類		10%
	・食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	第 8 類		10%
	・紅茶、マテ及び香辛料	第 9 類(0901.21, 0901.22, 0902.10, 0902.20-2, 0902.30のうち紅茶以外のもの, 0902.40-2-(2)及び 0910.10-1 を除く。)		5%
	・しょうが（一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	0910.10-1		10%
	・採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物（食用の海草その他の藻類を除く。）	第 12 類(1212.20-1 を除く。)		5%
	・食用の海草その他の藻類	1212.20-1		10%

・ラック並びにガム、樹脂 その他の植物性の液汁及 びエキス	第 13 類	(10%)	5%
・植物性の組物材料及び他の 類に該当しない植物性生産 品	第 14 類		5%
・動物性又は植物性の油脂 及びその分解生産物、調 製食用脂並びに動物性又 は植物性のろう	第 15 類		5%
・肉、魚又は甲殻類、軟体 動物若しくはその他の水 棲無脊椎動物の調製品	第 16 類		10%
・糖類及び砂糖菓子	第 17 類		10%
・ココア及びその調製品	第 18 類		10%
・穀物、穀粉、でん粉又は ミルクの調製品及びベー カリー製品	第 19 類		10%
・野菜、果実、ナットその 他植物の部分の調製品	第 20 類		10%
・飲料、アルコール及び食 酢（アルコール飲料を除 く。）	22.01, 22.02, 2204.30-1, 2205.90-1, 2206.00-1, 2207.20, 2208.90-2-(2), 22.09		5%
・食品工業において生ずる 残留物及びくず並びに調 製飼料	第 23 類		5%
・塩、硫黄、土石類、プラ スター、石灰及びセメン ト	第 25 類		無税
・鉱物性燃料及び鉱物油並 びにこれらの蒸留物、歴 青物質並びに鉱物性ろう	第 27 類		3%
・無機化学品及び貴金属、 希土類金属、放射性元素 又は同位元素の無機又は 有機の化合物	第 28 類		3%
・くえん酸等	2905.44, 2918.14, 2918.15-1, 2922.42-1, 2940.00-2		10%
・医療用ジェル	3006.70		無税
・なめしエキス、染色エキ ス、タンニン及びその誘導 体、染料、顔料その他の着 色料、ペイント、ワニス、 パテその他のマスチック並 びにインキ	第 32 類		3%

・ せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプasterをもととした歯科用の調製品	第 34 類	(10%)	3%
・ 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	第 36 類		5%
・ 写真用又は映画用の材料	第 37 類		5%
・ ゴム及びその製品	第 40 類		無税
・ 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	第 43 類 ( 43.02 及び 43.03 を除く。 )		3%
・ 竹製のくし	4421.90-1		10%
・ わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	第 46 類		10%
・ 絹	第 50 類(50.07 を除く。)		5%
・ 絹織物	50.07		10%
・ その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙系及びその織物	第 53 類		10%
・ ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	第 56 類		5%
・ じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	第 57 類		5%
・ 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	第 58 類		5%
・ 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	第 59 類		3%
・ メリヤス編物及びクロセ編物	第 60 類		10%
・ 衣類及び衣類附属品 ( メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。 )	第 62 類		10%

・傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	第 66 類	(10%)	3%
・調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	第 67 類		3%
・石、プaster、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	第 68 類		3%
・ガラス製のビーズ等	70.18		5%
・鉄鋼	第 72 類		無税
・鉄鋼製品	第 73 類		無税
・銅及びその製品	第 74 類		3%
・ニッケル及びその製品	第 75 類		3%
・アルミニウム及びその製品	第 76 類		3%
・鉛及びその製品	第 78 類		3%
・亜鉛及びその製品	第 79 類		3%
・すず及びその製品	第 80 類		無税
・卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	第 81 類		3%
・電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	第 85 類		5%
・戦車その他の装甲車両(自走式のもの)及びその部分品	第 87 類		5%
・武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	第 93 類		5%

少額輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物(関税率法施行令第1条の3)

号	品目	関税率表番号
1	ミルク、クリーム等	04.01 ~ 04.05
2	雑豆	07.13
3	穀物	第10類
4	穀粉等	第11類
5	落花生及びこんにやく芋	12.02, 1212.99-1
6	豚肉・牛肉の調製品	1602.41 ~ 1602.50
7	ココア調製品	1806.20-1, 1806.90-2-(1)
8	穀物・ミルクの調製品	19.01, 19.04
9	調製食料品	21.01, 21.06
10	たばこ	第24類
新設	精製塩	2501.00ex
11	石油	27.09 ~ 27.11
12	メントール	2906.11
13	原皮・革	第41類
14	革製品	第42類
15	繭・生糸	50.01, 50.02
16	ニット製衣類	第61類
17	履物	第64類
18	身辺用模造細貨類(卑金属製以外)	7117.90
19	革製の携帯用時計バンド	9113.90-1 及び 2-(1)
20	革製の腰掛の部分品	9401.90-1